

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) 一
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (西部創造) 一
- 電子計算機の貸借に係る随意契約の相手方に関する公示 (システム調整室) 二
- ヨ一ネ病疑似患畜の発生 (畜産安全課) 二
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示 (農業支援課) 二
- 営業所の所在地が確知できない建設業者の公告 (建設業課) 三
- 大宮公園清掃業務委託に関する落札者等の公示 (公園課) 三
- 県立深谷商業高等学校外三校コンピュータ教室用機器等貸借に関する一般競争入札公告 (高校教育指導課) 三

- 県立学校間ネットワークシステム構成機器貸借に関する一般競争入札公告 (高校教育指導課) 五
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税務課) 九
- 家畜伝染病予防法に基づく報告徴求に関する告示の一部改正 (畜産安全課) 九
- 県道越谷流山線の供用の開始 (越谷県土) 一〇
- 監視制御システム等点検業務委託の随意契約に関する公示 (水道施設課) 一〇
- 指定講習機関代表者の変更届出に伴う公安委員会告示 (運転免許課) 一一

## 告示

### 埼玉県告示第八百二十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

五 定款に記載された目的  
この法人は、会員の協働による運営の下、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な生活の場を築くことによつて、児童の心身ともに健やかな発達を援助し、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

### 埼玉県告示第八百二十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年五月十四日  
埼玉県知事 上田 清 司
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人さくら
- 三 代表者の氏名  
三須 亜由美
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市南区曲本五丁目四番八号

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年五月二十二日  
埼玉県知事 上田 清 司

平成十九年五月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人毛呂B o o k

三 代表者の氏名

見目 昭子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町大字岩井千九百六十四番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもからお年寄りまで、すべての人々に読書をはじめとする情報サービスを提供することにより、人々が知識と情報を得ることを助け、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、図書館事業の進歩発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第八百二十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センター行田支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年五月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成十九年五月十日

特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人未来

(変更後) 特定非営利活動法人マイ

ブステーション協会

代表者の氏名

近藤 豊彦

主たる事務所の所在地

埼玉県行田市持田二千六百六十五番地

定款に記載された目的

この法人は、地方自治体・社会福祉協議会・各種社会福祉団体と協調し障害者の自立への応援、並びに高齢者・障害者の福祉環境改善への支援事業を行い、要介護高齢者・障害者の健康で幸せな生活の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第八百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年五月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

購入等件名及び数量

電子計算機貸借 一式

契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県総務部システム調整室大型電子計算機担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

随意契約の相手方を決定した日

平成19年4月1日

随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

契約金額

149,743,965円

契約の相手方を決定した手続

随意契約

随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第八百二十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患者等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年五月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置
ヨーネ病	疑似患畜	一頭	深谷市	平成十九年五月八日	隔離

埼玉県告示第八百二十八号

平成十九年五月十日の降ひょうによる災害を平成十九年五月十六日、埼玉県農業災害対策特別措置条例(昭和五十三年埼玉県条例第十四号)第三条第一項の特例災害として指定した。

平成十九年五月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第八百二十九号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により公告する。  
平成十九年五月二十二日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
株式会社ティップハウス	中林 大	越谷市南越谷一丁目二十六番十二号
有限会社北林建設	北林 準一	入間郡三芳町大字上高千五百五十二番地五十一

埼玉県告示第八百三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を選定したので、次のとおり公示する。  
平成十九年五月二十二日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
大宮公園清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県大宮公園事務所管理担当 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目
- 3 落札者を決定した日  
平成19年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社昭和総合サービス 埼玉県さいたま市南区大字太田窪2745番地
- 5 落札金額

80,745,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約
- 7 入札の公示を行った日  
平成19年2月13日

埼玉県告示第八百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。  
平成十九年五月二十二日

埼玉県知事 上田清司

- 1 調達内容
  - (1) 購入等件名及び数量  
県立深谷商業高等学校外3校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間  
平成19年9月1日(土)から平成25年2月28日(木)まで  
ただし、翌年度以降において、歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
  - (4) 履行場所  
埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課が指定する場所
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。
- (4) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 小川 剛、植村 孝一 電話048-830-6773(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
下記(3)の入札説明会又は下記(3)イの日時以後上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
- ア 場所  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番1号 埼玉県自治会館3階308会議室
- イ 日時  
平成19年6月1日(金) 午前10時
- ウ その他  
履行場所における説明会も、別途実施する予定である。
- (4) 入札・開札の場所及び日時
- ア 場所  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番1号 埼玉県自治会館地下1階B01会議室
- イ 日時  
平成19年7月3日(火) 午前9時30分
- (5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
- ア あて先
- 埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当
- イ 受領期限  
平成19年7月2日(月) 午後5時(必着)
- ウ 提出方法  
書留郵便によること。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成19年6月15日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
- 次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した調達案件を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもちつて有効な入札を行つたものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(11) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer rooms for 4 schools including Saitama Prefectural Fukaya Commercial high school

(2) Time-limit for tender: 09:30 a.m.July,3,2007.(tender submitted by mail 5:00 p.m.July,2,2007)

(3) Contact point for notice: High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6773



埼玉県出納局第八四三十一号

MT-Oに基つて政府調達に關する協定の適用を受ける調達のコンパニの名称の

1 競争入札の概要

平成 19 年 5 月 12 日

埼玉県長 田 栗 田

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステム構成機器賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 20 年 1 月 1 日 (火) から平成 24 年 12 月 31 日 (月) まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があつた場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。落札者の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成 18 年埼玉県告示第 1543 号)に基づき、「物品の賃貸」又は、「電子計算に關する業務」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成 8 年 6 月 13 日付け物第 180 号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 公告の日前 5 年間に本件業務と種類及び規模をほぼ同じくするコンピュータシステムの構築及び運用業務を履行した実績のある者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること。(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育  
局 県立学校部 高校教育指導課 県立学校 IT 推進担当 小川 剛、植村 孝一 電  
話048-830-6773 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

下記(3)の入札説明会又は下記(3)イの日時以後上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番1号 埼玉県自治会館3階308会

議室

イ 日時

平成19年6月1日(金) 午後2時

ウ その他

履行場所における説明会も、別途実施する予定である。

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番1号 埼玉県自治会館地下1階B

01会議室

イ 日時

平成19年7月3日(火) 午前11時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

埼玉県教育局 県立学校部 高校教育指導課 県立学校 IT 推進担当

イ 受領期限

平成19年7月2日(月) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類

を平成19年6月22日(金) 午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要件

要

(6) 提出書類

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行うので、入札書及び企画提案書等を提出すること。

(7) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定め

る総合評価の方法により算出された企画提案書得点及び価格得点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

(7) 入札価格が、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。

(4) 企画提案書の提案内容が別記提案書評価表の必須項目をすべて満たしていること。

イ 企画提案書の提案内容が、提案書評価表の必須項目についてすべて記述された者には、提案書評価表に示す各項目の配点の範囲内で、提案内容の評価に応じて企画提案書得点を与えるものとする。

ウ 入札価格については、次の式により価格得点に換算するものとする。

価格得点 =  $400 \times (1 - (\text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格}))$

エ 企画提案書得点及び価格得点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、企画提案書得点の高い者を落札者とする。企画提案書得点と同じ場合は必須項目の企画提案書得点の高い者を落札者とし、それでも同じ場合にはくじ引きにより落札者を決定する。

(8) 手続における交渉の有無  
無

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当（電話048-830-5775（直通） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）に提出すること。

(10) 支払条件  
発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。  
なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Computer Network System for the Saitama Prefectural Education Bureau, Saitama Prefectural Education Center Fukaya and 183 Prefectural Schools. This includes computer hardware,

software and their maintenance.

(2) Time-limit for tender : 11 : 00 a.m. 3, July, 2007. (tender submitted by mail 5 : 00 p. m. 2, July, 2007)

(3) Contact point for notice : High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6773

別記

提案書評価表

大区分	中区分	小区分	項番	記述内容	加点上限	必須項目
1 全般的事項	1 システムの全般的事項	1 システム構築の目的	1	①本システムの目的について、教育用ネットワークとして児童・生徒や教職員が利用することを踏まえ、具体的に記述すること。	10	
		2 サービスレベル要件	2	①サービスレベルアグリーメントに対する考え方を記述すること。 ②本システム賃貸借業務遂行にあたり具体的に数字等で提案できることを明確に記述すること。	10	
		3 システム全体のセキュリティ	3	①システム全体のセキュリティ対策について、具体的かつ確に記述すること。	20	
		4 システム不具合時の対応	4	①平成20年8月以降の本システム運用会社との連携について具体的に記述すること。 ②不具合発生時など、発注者が不具合対応の切り分けで困らないことや早急な復旧作業が行えることの方策等を記述すること。	30	必須
	2 その他	1 追加提案	5	①全般的事項について追加提案があれば記述すること。	10	
2 システム要件					250	
2 システム全体	1 システム全体	1 システム概要	6	①本システム構築にあたり基本的な考え方を記述すること。 ②アピールポイントを記述すること。	10	必須
		2 高い信頼性	7	①機器の突発的な故障へのシステムでの対応を記述すること。 ②特に冗長化構成などの工夫箇所を具体的に述べること。 ③システムやデータのバックアップについて、その方法と費用対効果について他の場合との比較で具体的に記述すること。	20	必須
		3 セキュリティ対策	8	①外部からの侵入対策、攻撃などへの対応を具体的に述べること。 ②児童・生徒の利用であることを踏まえた対策を具体的に述べること。 ③ログの取得できる範囲や、保存期間を具体的に述べること。 ④各サーバの時間同期の対応を述べること。	20	必須
		4 教育用ネットワークとしての機能	9	①一時的に集中的なアクセスがある場合の対策（外部から、内部から）を具体的に記述すること。 ②教員の教育活動を支援できることを具体的に述べること。	20	必須
		5 高い性能と拡張性	10	①外部回線の高速化に対応できるシステム構築であるか記述すること。 ②本システムに追加するシステムが生じた場合の対応が可能であるか記述すること（本システム既存の他システムの変更を含める）。	10	必須
		6 高い保守（運用）性	11	①運用するにあたり、構築業者以外の業者で運用がGUI等で操作ミスがない管理運用が行えるか具体的に記述すること。	30	必須
		7 ソフトウェアのライセンス等	12	①本調達機器で利用するソフトウェアのメーカーサポート期間を記述すること。 ②OSのパッチの適用やバグ対応について記述すること。	10	必須
	2 各部の機能	1 アカウント管理システム	13	①学校担当者のメールアドレス作成が容易であり、具体的に手順を記述すること。	20	必須

大区分	中区分	小区分	項番	記述内容	加点上限	必須項目
		2 メールサーバ	14	①メールサーバ不具合時のサーバで受信したメールの確保について、具体的な対応と受信メール確保の信頼性について記述すること。	20	必須
		3 認証システム	15	①認証システムへのユーザー一括登録にあたり、一括で行えるなど登録が容易であり、具体的にその手順を記述すること。 ②パスワードクワック等からの対応などセキュリティ対策を具体的に記述すること。	20	必須
		4 外部WEB/FTPサーバ	16	①ホームページを容易に作成でき、機能的・視覚的に有効な作成支援について具体的に記述すること。（外部向け、校内向け）	20	必須
		5 WEBキャッシュ・URLフィルタリング	17	①フィルタリングの機能について具体的に述べること。 ②現行のフィルタリング機能と比較して同等以上であることを記述すること。	10	必須
		6 コンピュータウイルス対策	18	①本システムにおけるウイルス対策、スパイウェアや迷惑メール対策等について具体的に記述すること。	10	必須
		7 既存の校内LANサーバの機能	19	①データセンター側に置くことと各学校に置くことのどちらかを提案すること。 ②費用、イントラ回線への影響、管理負担等のメリット・デメリットを記述すること。	10	必須
		8 既存システムの移行	20	①生涯学習ステーション、公立高校ナビゲーションシステム、学校支援システム等のサービスへの影響が最小となる方策を記述すること。	10	必須
	3 その他	1 追加提案	21	①システム要件について追加提案があれば記述すること。	10	
3 システム構築					40	
1 スケジュール	1 構築スケジュール	22	①構築スケジュールを記述すること。 （校内LANサーバを設置する場合は、校内LANサーバ整備スケジュールを含めること。） ②既存クライアントパソコンの設定変更が生じる範囲とそのスケジュールについて記述すること。 ③ユーザの利用に影響の少ない方策を記述すること。	10	必須	
	2 イントラ回線変更に係る対応	23	①イントラ回線変更に対応するための方策を記述すること。（回線変更スケジュールや本システム構築のスケジュールの進捗具合に柔軟に対応できるか記述すること。）	20	必須	
	3 データ移行	24	①データ移行スケジュールを記述すること。	10	必須	
4 機器保守					30	
1 機器保守	1 機器監視	25	①本システムの正常動作を構築業者が確認できる仕組みを記述すること。	10	必須	
	2 機器故障等の不具合時の連絡体制と連絡窓口	26	①不具合時等の緊急連絡体制を記述すること。	10	必須	
2 機器運用	1 機器運用の見積	27	①平成20年8月から1年毎に5年間の本システム運用見積を記述すること。 ②経費削減策を記述すること。	10		
加算合計					400	



埼玉県大宮県税事務所長告示第一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成十九年五月二十二日

埼玉県大宮県税事務所長

根岸 久男

氏名又は名称	有限会社サン石油販売
代表者の氏名	荒井 政明
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県上尾市大字上尾村一〇六〇番地
指定取消年月日	平成十九年三月二十日

埼玉県中央家畜保健衛生所長

埼玉県川越家畜保健衛生所長告示第三号

埼玉県熊谷家畜保健衛生所長

埼玉県中央家畜保健衛生所長

平成十七年埼玉県川越家畜保健衛生所長告示第二号(家畜伝染病予防法に基づく

埼玉県熊谷家畜保健衛生所長

報告徴求に関する告示)の一部を次のように改正し、平成十九年六月四日から施行する。

なお、平成十九年五月二十八日から六月三日までの期間に係る報告については、改正前の別記様式により平成十九年六月五日までに行うこと。

平成十九年五月二十二日

埼玉県中央家畜保健衛生所長 桜 井 健 一

埼玉県川越家畜保健衛生所長 水 島 健 雄

埼玉県熊谷家畜保健衛生所長 山 根 和 男

第三号中「月曜日から日曜日までの一週間(以下「報告期間」という。)の鶏等の飼養羽数及び死亡羽数並びに高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無」を「鶏等の飼養羽数、死亡羽数等」に改める。

第六号中「各報告期間の最終日から二日後」を「毎月十日」に改める。別記様式を次のように改める。

別記様式

埼玉県 家畜保健衛生所長 様

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告書

農場 ( 年 月分報告) 年 月 日

第1週	飼養羽数		内 容	備 考
	飼養羽数	死亡羽数		
第2週	飼養羽数	死亡羽数	羽	
第3週	飼養羽数	死亡羽数		
第4週	飼養羽数	死亡羽数		
第5週	飼養羽数	死亡羽数		
	飼養羽数	死亡羽数		

- 注 1 1週間は月曜日から日曜日までとし、月の最終週が翌月にわたる場合は、翌月の第1日曜日までを報告すること。  
 2 飼養羽数の備考の欄には、月ごと又は週ごとの産卵率の推移等を含む健康状態についての特記事項を記載すること。  
 3 死亡羽数の備考の欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。

報告者氏名  
 報告者連絡先 電 話：  
 F A X：  
 電子メール  
 農場所在地



埼玉県公安委員会告示第198号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定に基づき変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成19年5月22日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
東武こしがや自動車教習所	代表者の氏名	松岡 和彦	清水 泰治

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む。)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉県警ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)